

# 電子請求システムについて（ご案内）

事業者さまへ

平素より和泉市の事務にご協力いただきありがとうございます。和泉市では、事業者さまの利便性向上と事務のデジタル化推進のため、電子請求システム「BtoBプラットフォーム」を導入しました。

請求書の提出方法として、ぜひ電子提出のご活用をご検討ください。紙の請求書も引き続き受付しておりますので、ご都合に合わせてお選びいただけます。詳しい資料は本市HPにてご覧ください。

記

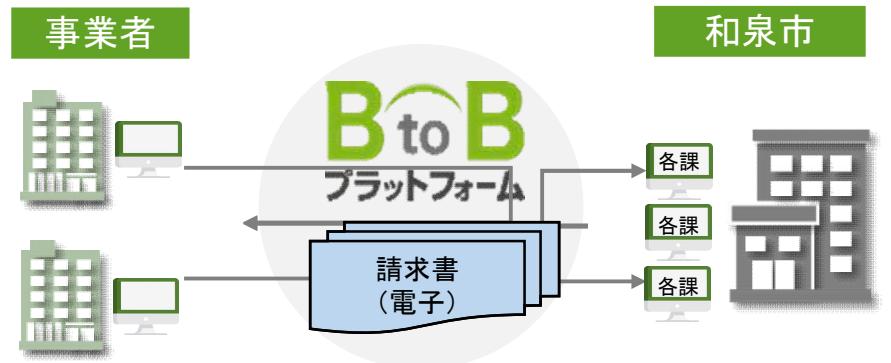
## 1 電子請求書による取引開始日

令和8年1月19日（月）

## 2 対象となるもの

本市に対し発行する請求書

※補助金等、請求書様式を要綱等で市が定めているものを除く

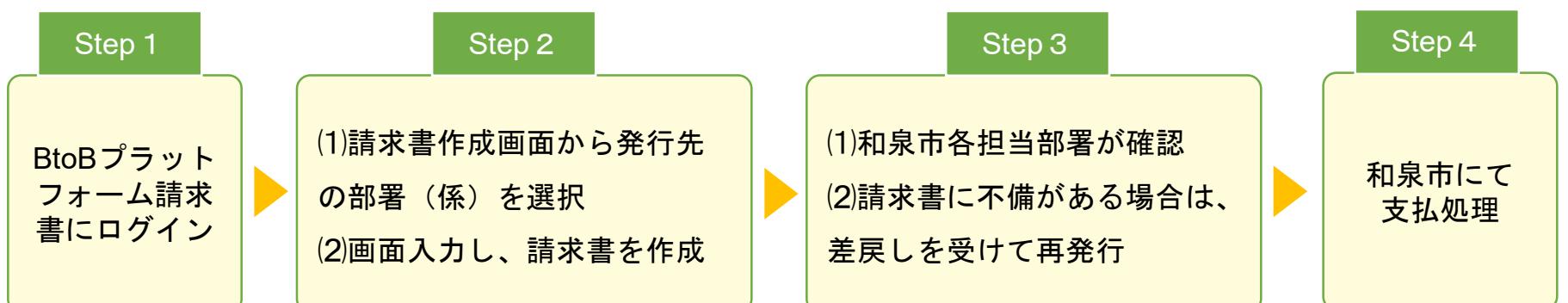
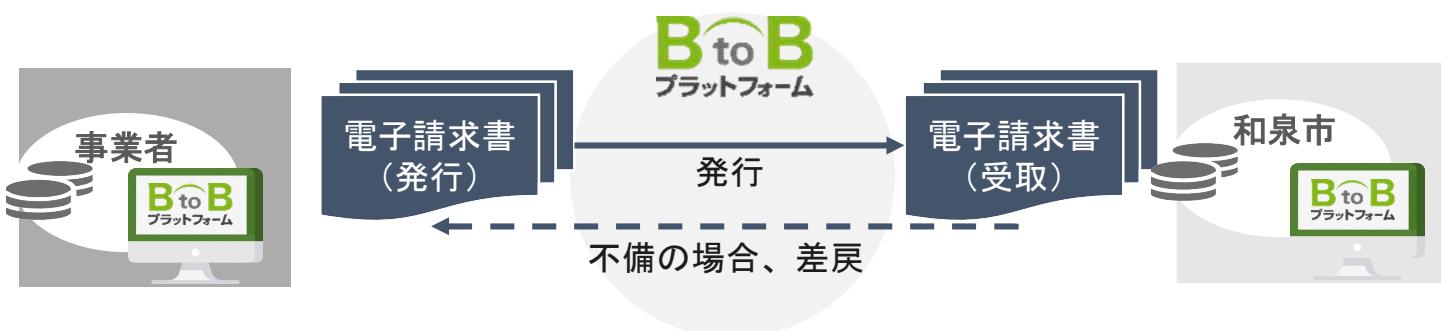


## 3 BtoBプラットフォーム請求書について

「BtoBプラットフォーム請求書」（株インフォーマット）は、請求書の発行・受取や支払金額の通知など、多様な請求業務のデジタル化に対応可能な請求書クラウドサービスです。

時間・コスト・手間のかかる請求業務を大幅に改善し、ペーパーレス化、経理のテレワークの実現を後押しするシステムで、デジタルインボイスの標準規格にも対応しています。

### 1 電子請求書発行までの流れ



## 2 機能一覧（一部抜粋）

1. インターネット接続可能なPCで利用可能
2. 請求書の電子発行
3. 発注者の請求書状況確認(未開封・開封・承認済)
4. 請求書不備による差戻と再発行
5. 差戻時の受信アラート通知(メールアドレスに通知)
6. 発行済請求書の検索・閲覧
7. 発行済請求書のデータ出力（CSV・PDF）
8. 請求書の電子保管（10年間）、検索、閲覧

## 3 メリット

1. 即日発行（時間短縮）
2. 請求書不備による差戻しも即日対応が可能
3. 発行済請求書をさまざまな条件で検索・閲覧可能
4. 印刷・封入・発送業務が不要となり時間短縮、郵送コスト軽減
5. 請求書の発行履歴(発行日・担当者等)管理
6. 電子帳簿保存法に準拠
7. インボイス制度に対応
8. ペーパーレスの実現（10年間電子保管）

## 4 法対応について

1. 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3つの要件を満たしている
2. インボイス制度（適格請求書保存方式）に対応した仕組み



令和2年改正法令基準

## 5 利用にあたり必要な環境

1. 本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用が可能  
（ハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要）
2. 対応OS、ブラウザ  
[Windows] IE11,Edge,Chrome,Firefox [MacOS] Safari,Chrome,Firefox

## 6 その他

BtoBプラットフォームサービスを導入している他の自治体とも取引可能  
ただし、取引を開始する際は導入自治体からの招待行為が必要

## 4 問合せ先

(1) 説明会に関するお問合せ (2) 電子請求書取引の運用に関するお問合せ	■和泉市 会計室 電話：0725-99-8153 Email： <a href="mailto:kaikei@city.osaka-izumi.lg.jp">kaikei@city.osaka-izumi.lg.jp</a>
(3) Web説明会の視聴に関するお問合せ	■株式会社インフォーマート デジタルガバメント事業部 Email： <a href="mailto:government@infomart.co.jp">government@infomart.co.jp</a>